

土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定 区域図の縦覧は防災交通課で

県では、土砂災害防止法により、崩れ出した土石などによって生活している方々の命や身体に危険が及ぶ恐れのある場所を、危険性に応じて警戒区域と特別警戒区域に指定します。特別警戒区域では、建築物を建築する場合、通常よりも強固な構造が求められます。土砂災害の恐れのある地域では、気象情報に注意し、避難路や避難場所を確認するなど、日ごろから備えておきましょう。



市民部 防災交通課

995-1817

建設部 まちづくり課

995-1856

土砂災害の内容

①土石流

山や谷（溪流）の土、石、木などが、大雨や長雨などによる水と一緒に、すごい勢い（およそ時速40～50km）で流れてきます。

②地すべり

大雨や長雨などによって雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面が、広い範囲にわたり徐々に動きだします。

③がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

傾斜の角度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地で、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ崖が、突然崩れ落ちます。地震で起こることもあります。

警戒区域は、土砂などの崩壊で、 被害を受ける恐れのある区域

この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。警戒避難体制は市の地域防災計画に定めます。警戒区域や避難所などを記載したハザードマップを作成し配布していく予定です。

特別警戒区域での建築には規制

土砂などの崩壊で、住宅などの建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずる恐れがある区域です。この区域では、危険の恐れがある住宅の開発などが行われなため規制などがかかります。この区域で開発したり住宅などを建築したりする場合は、次のような許可や確認が必要となります。

①住宅の新築・改築には構造規定の上乗せ

建築確認では、土石などが到達し、住宅に作用すると想定される力に対してその構造が安全であるかどうか審査されます。

②特定開発行為には許可が必要

特定開発行為は、次のような用途の建築物を建てるための行為です。

- ・自己用以外の住宅（住宅分譲、マンション、社員住宅）
- ・災害時要援護者関連施設（幼稚園、老人ホーム、病院など）

特定開発行為を行う場合には、予め県の許可を受ける必要があります。土砂災害が発生しても、建築物の敷地に土砂などが流入しない対策工事が必要です。

③建築物の移転などの勧告

土石などにより、著しい損害が生じる恐れがある住宅に対し、県が移転などの勧告を行う場合があります。

指定区域図の縦覧、防災交通課で

土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の指定区域図の関係図書を縦覧できます。

問合せ／市民部防災交通課 ☎ 995-1817

特別警戒区域からの移転には支援 がけ地近接等危険住宅移転事業

特別警戒区域内から移転して代替住宅を建設する場合、その費用の一部を補助する制度が始まりました。

対象／●除却に要する経費の一部

- 建設（購入）に要する経費を金融機関から借り入れた場合の利子の一部

問合せ／建設部まちづくり課 ☎ 995-1856

災害情報の取得 県サイポスレーダー

雨量や河川情報、気象情報を携帯電話やインターネットで知ることができます。

●県サイポスレーダー

- ・携帯電話用 <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>
- ・PC用 <http://sipos.shizuoka2.jp/>